

自然環境保全協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、岐阜県自然環境保全条例第 36 条の規定に基づき、次のとおり自然環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（開発行為の内容）

第 1 条 乙が行う次の開発行為の実施にあたっては、乙はこの協定の定めるところにより、当該行為を行うものとする。

開発行為地

開発行為名

開発行為の概要

（乙の責務）

第 2 条 乙は、岐阜県自然環境保全条例の定めるところにより、前条の規定による開発行為の実施にあたり、良好な自然環境の維持、回復を図るため、別記自然環境保全計画書の内容を確実に履行し、自然状態の変改を最小限にとどめることその他自然環境の保全のために必要な措置を講じるものとする。

また、開発行為の完了後においても、当該開発区域の自然環境が良好に維持されるよう努めなければならない。

（報告及び検査）

第 3 条 甲は、乙が行う開発行為の実施状況について乙に対し必要な報告を求め、又は甲の職員を乙の開発行為地に立ち入らせ、自然環境の保全を図る限度において必要な検査をさせることができるものとする。

（内容の変更等に係る協議）

第 4 条 乙は、この協定に定める事項（自然環境保全計画の内容等）を変更しようとするとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、あらかじめ甲に協議し、必要な手続きをとるものとする。

（疑義等の処理）

第 5 条 甲及び乙は、この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定の履行等に関し必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

（裏面につづく）

(完了報告等)

第6条 乙は、開発行為が完了したとき又は廃止、中止若しくは再開しようとするときは、速やかに完了届その他必要な届を甲に提出するものとする。

(信義則)

第7条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの協定を履行しなければならない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

(※なお、 年 月 日付けで締結した自然環境保全協定書は失効する。)

年 月 日

甲 岐阜県

代表者

乙 住 所

氏 名

(注) ※の箇所は、内容等の変更により新たに協定を締結する場合に加えるものとする。

自然環境保全計画書

1) 一般的基本方針（努力目標）

2) 概要

①調査により判明した保全を必要とする現況（植生自然度等）

②調査により判明した保護を必要とする動植物種

3) 2) の現況を保全（保護）するための具体的な方法

4) 回復計画

①緑地（法面）造成の際の選定植物種及び選定理由

②樹林地の造成の際の選定樹種及び選定理由

③開発行為後の樹林地、緑地

	面積	割合	備考
開発区域の面積			
現況のまま残置する緑地			
造成する樹林地			
造成する緑地			

5) 3)、4) に関する工程

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

岐阜県知事（ 県事務所長） 様

住所

氏名

印

〔法人にあつては主たる事業所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

自然環境の保全に関する協議書

次の開発行為を実施するにあたり、岐阜県自然環境保全条例第 3 6 条に規定する自然環境保全協定を締結したいので、自然環境保全計画書を添えて提出します。

開発行為地	
開発行為の目的	
開発区域の面積	
工事予定期間	
許認可等を必要とする法令	

(注) 1 添付する図面

- (1) 開発区域位置図（国土地理院発行の縮尺 2 5, 0 0 0 分の 1）
- (2) 開発区域現況平面図（縮尺 1, 0 0 0 分の 1～5, 0 0 0 分の 1）
- (3) 自然環境保全計画図（縮尺 1, 0 0 0 分の 1 以上）
- (4) 規格図その他必要に応じた図面

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 6

代表開発行為者届

年 月 日

岐阜県知事（ 県事務所長） 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

自然環境保全協定運用要領第 10（2）の規定により次のとおり届け出ます。

開発行為名			
開発区域の位置			
開発行為の種別			
開発区域の面積			
代表者名	住 所 氏 名		
関連 開発 行為	開発行為名		
	開発行為の種別		
	住所		
	氏名		
連絡先	所在地 電話番号 所属 担当者名		
備考			

- (注) 1 代表する開発行為者と他の開発行為者との関係を証するもの（委任状等）を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

